

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日に当
り、その
翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の決定

保安林の指定予定(二件)

保安林の指定の解除予定(四件)

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

都市計画の変更に係る案の縦覧(五件)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

◇ 告 示 林業改良指導員資格試験の合格者

土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

告 示

鳥取県告示第八百六十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診療に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	武 田 克 治	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
小 児 科	ぼうこう又は直腸機能障害	内 田 良 幸	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	湯 村 正 仁	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	小 谷 稜 治	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院
外 科	ぼうこう又は直腸機能障害	谷 口 遙	鳥取市尚徳町一二七 鳥取赤十字病院
泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	岩 佐 三 郎	鳥取市尚徳町一二七 鳥取赤十字病院

泌尿器科	小児科	外 [*] 科	外科	外科	泌尿器科	外科	外科	外科	泌尿器科	外科
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
角文宣	笠木正明	田部俊比古	荒木威	原宏	石田晤玲	岸清志	山本洋之	加藤一吉	花本宣昭	井上雅勝
米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市車尾一二九三一 国立米子病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院

泌尿器科	外科	外科	外科	泌尿器科	外科	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
谷口充	浦辺千晶	周藤秀彦	谷田理	阿部文悟	渡辺俊一	福田和夫	宮川征男	中下英之助	濱本隆一	井上明道
倉吉市上井町一一三 谷口病院	米子市西町六 高島病院	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院	米子市皆生一四八〇 山陰労災病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院

泌尿器科	外 科	外 科	外 科	外 科	外 科	泌尿器科	外 科	外 科	外 科	泌尿器科
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
西尾 徹也	湯川 勝 託	神波 澄 幸	山本 敏 雄	西本 和 彦	木下 謙	浅野 環	穴戸 光 範	須江 秀 一	佃 進	大杉 實
倉吉市上井町一―一三 谷口病院	倉吉市昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇 鳥取県立厚生病院	倉吉市瀬崎町二七―四一―一 野島病院	倉吉市瀬崎町二七―四一―一 野島病院	境港市米川町四四 済生会境港総合病院	境港市米川町四四 済生会境港総合病院	八頭郡智頭町大字智頭一八七五 智頭病院	東伯郡三朝町大字山田六九 国立三朝温泉病院	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険西伯病院	日野郡日野町大字根雨七三〇 日野郡厚生連日野病院

外 科	外 科	外 科	泌尿器科
ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害
竹内 勤	貞光 信之	正木 忠夫	佐々木 信之
鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院

鳥取県告示第八百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日野川左岸土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 篠 村 益 雄 西伯郡岸本町大殿六七一

昭和五十九年三月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 影 山 清 久 西伯郡岸本町大殿六四七

昭和五十九年三月二十四日就任 任期昭和六十一年七月六日まで

鳥取県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大原地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十一月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百七十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字小和坂山一八九九、一九〇一、一九〇六、三朝町大字吉田字小屋谷七二六の一、七二七の一、七二七の二、七二八の一、七二九から七三三まで、大字大柿字船ヶ谷四四四から四四六まで、四五二の一、四五三、四五五、倉吉市俣谷字上屋敷通二四三第一、二四八、字ヒジリ谷三八八、三九一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字関金宿字小和坂山一八九九・大字吉田字小屋谷七二七の二分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字鷲峰字宮尾一四八二、字太治藪六二七の一

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

気高郡青谷町大字紙屋字船尾六一七、大字吉川字ナメラ三四一、鳥
取市立川町四丁目二一〇、二一一、岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷四

二七

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字津無字西ノ段二四六の三

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画
で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥
取県農林水産部造林課並びに鳥取市役所、倉吉市役所、岩美町役場、佐治
村役場、鹿野町役場、青谷町役場、三朝町役場及び関金町役場に備え置い
て縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百七十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市葵町字惣田山三四三五・三四三八（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、三四四二から三四四四まで、字亀岩三四五六、三四五七の一、三四五八、仲ノ町字長谷坂三四五九、みどり町三五一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡船岡町大字坂田字竹谷六一八の一・六一八の四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字吉渡山九一一の四・九一二の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、九一一の三、九一一の五から九一一の一まで、九一二の四から九一二の一三まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市耳字池谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字尾張字ナキ谷三七〇の一・字ハツタヒ三七一の五・大字中村字大藤谷奥西平六五〇の一・字大藤大平頭六五一・字本谷奥六五四の一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）、大字尾張字ハツタヒ三七一の六、三七一の八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百七十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百七十二	村岡時夫	東伯郡大栄町大字上種一九三	種の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	村岡時夫 苗畑	東伯郡大 栄町大字 上種

鳥取県告示第八百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、岩美都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

- 岩美都市計画道路三・四・一号牧谷新井線、三・五・二号浜浦富線、三・五・四号大谷岩本線、三・六・一号駒馳山浦富海岸線及び三・六・三号岩美停車場線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

- 三・四・一号牧谷新井線
岩美郡岩美町大字浦富字畦曲、字竹ヶ下、字天切戸及び字横丁並びに大字新井字下坪井、字下高山、字高山、字河原田、字石ノ上及び字塚谷
 - 三・六・一号駒馳山浦富海岸線
岩美郡岩美町大字大谷字西前田、字中町田屋敷、字西町田、字東前田、字中町田、字東町田、字日比野前、字下新川瑞、字三通田、字柳ヶ坪、字蔵ノ後及び字大坪並びに大字岩本字森ノ木、字稻土居、字松葉及び字大曲り
- 変更する部分

1 三・四・一号牧谷新井線

岩美郡岩美町大字牧谷字砂浜、字上屋敷ノ上、字女堀上、字上屋敷及び字稻荷並びに大字浦富字浜通り、字女堀上、字境町北側、字三本松、字道祖神後、字下前田、字外池田、字穴ノ前、字出逢、字内池田、字中出逢、字上内池田、字上出逢、字江上、字上株、字肥田、字国次及び字長柿

2 三・五・二号浜浦富線

岩美郡岩美町大字浦富字辻西側、字北屋敷、字北浜及び字中浜

3 三・五・四号大谷岩本線

岩美郡岩美町大字大谷字東町田浜並びに大字岩本字下沓井、字道側、字沓井屋敷、字下高繩手、字高繩手及び字網代坂

4 三・六・一号駒馳山浦富海岸線

岩美郡岩美町大字大谷字越後谷、字上七山、字駒馳山、字下七山、字入道谷、字沓掛ヶ、字提ノ下、字三反田、字清水、字石橋及び字西町田屋敷、大字岩本字中繩手、字田江、字五輪鼻、字五輪鼻山、字溝黒山、字溝黒、字新道、字上新道、字松山口及び字石原谷、大字浦富字新田、字石ヶ瀬、字坊谷、字坊谷口、字甥子谷口、字甥子谷、字提下、字城ノ谷口、字小提、字轟、字浄玄、字柿ヶ岡、字下町西側、字下町東側、字上町南側、字町北側、字上町上エ、字中浜、字東浜及び字浜通り並びに大字牧谷字砂浜及び字吉田屋敷ノ上

5 三・六・三号岩美停車場線

岩美郡岩美町大字浦富字国次
削除する部分

岩美郡岩美町大字牧谷字布坂、大字大谷字西町田浜、字堀端及び字

石佛、大字岩本字箱田、字新蔵、字鳥繩手、字天繩、字茶屋前、字屋敷、字下屋敷、字家ノ上及び字上沓井並びに大字網代字先網代、字小網代及び字大網代

三 都市計画の縦覧場所

岩美郡岩美町大字浦富六七五一 岩美町役場

四 縦覧期間

昭和五十九年十一月十六日から同月三十日まで

鳥取県告示第八百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・二・一号正蓮寺晩稲線（変更後三・三・五号称宜谷晩稲線）、三・四・六号丸山正蓮寺線（変更後三・四・六号丸山杉崎線）、三・五・十一号正蓮寺飯山線及び三・五・十五号桜谷東大路線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・二・一号正蓮寺晚稲線(変更後三・三・五号称宜谷晚稲線)
追加する部分

鳥取市称宜谷字堀越シ、字中矢中、字矢中新堤奥、字矢中新堤、字東矢中口及び字口矢中、香取字於市谷東側、字於市谷奥、字小山谷西側、字小山谷、字宮ノ鼻、字元結西側及び字権現、紙子谷字元結、字元結谷北側、字岩ノ路、字門上谷及び字門所谷、海蔵寺字赤坂、字上平及び字余畷、広岡字上馬洗、字馬洗、字東広岡、字地蔵前及び字越シ前、船木字筆始及び字植松、南栄町、津ノ井字上遠沖及び字下遠沖、東大路字長峯、字西綱場及び字石名畑ケ、杉崎字障子面、正蓮寺字大路前、字大政及び字小井手、西大路字大谷北平並びに叶字矢倉

変更する部分

鳥取市正蓮寺字下り井手、東大路字山川、西大路字隠里、字土居、字土居ノ下、字樋詰及び字松ノ木、的場字大樋詰及び字中野、叶字坊主田、字樋詰、字西反田及び字八反田並びに宮長字上坪、字大坪、字棚田、字竹ヶ鼻、字管田、字下宝殿、字大土手、字五反田及び字井原

削除する部分

鳥取市桜谷字平田、字西ノ前及び字西土居ノ下、正蓮寺字畷崎、字道ノ内、字フケ及び字隠里並びに雲山字隠里

2 三・四・六号丸山正蓮寺線(変更後三・四・六号丸山杉崎線)
追加する部分

鳥取市杉崎字大政

変更する部分

鳥取市桜谷字大政、字大路前及び字平田
3 三・五・十一号正蓮寺飯山線
追加する部分

追加する部分

鳥取市桜谷字西ノ前及び正蓮寺字畷崎
変更する部分

鳥取市桜谷字上土居ノ下、字下堀田、字中土居ノ下、字地井田及び字西土居ノ下並びに正蓮寺字道ノ内及び字フケ

4 三・五・十五号桜谷東大路線
追加する部分

鳥取市桜谷字大政、字平田及び字大路前並びに正蓮寺字大路前

三 都市計画の縦覧場所

鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所

岩美郡国府町大字町屋三〇五一 国府町役場

四 縦覧期間

昭和五十九年十一月十六日から同月三十日まで

鳥取県告示第八百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に

意見書を提出することができる。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道
天神川流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分

倉吉市福山中島及び字向河原、鴨河内字北河原、字砂田、字深田及び
字中村、下余戸字釜ヶ町及び字繩手、上余戸字古屋敷、字堂面、字
山辺り、字向山、字奥小山、字瀬戸田及び字隈ヶ坪、広栄町字広栄並
びに大原字千町及び字六地藏

変更する部分

倉吉市福山字家ノ前通、鴨河内字新田及び字青木、下余戸字稲岡並び
に大原字郡山、字鳥居河原、字清水、字上河原、字池ノ尾口及び字上
新田沖上

削除する部分

倉吉市鴨河内字下河原、下余戸字河原、上余戸字外河原並びに大原字
下赤池、字大開、字向河原、字石土手、字橋床、字上新田沖下、字上
新田下及び字上新田上

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

東伯郡関金町大字大鳥居一九三一 関金町役場

東伯郡羽合町大字久留一九一 羽合町役場

東伯郡東郷町大字龍島五〇〇 東郷町役場

東伯郡三朝町大字大瀬九九九一二 三朝町役場

東伯郡北条町大字土下一一二 北条町役場

四 縦覧期間

昭和五十九年十一月十六日から同月三十日まで

鳥取県告示第八百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ
き、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する
同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に
意見書を提出することができる。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画土地区画整理事業

河北土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

倉吉市清谷字西ノ谷

変更する部分

倉吉市海田東町字大所、海田南町字上河原、福庭字小在所及び字小在所山並びに清谷字長田、字徳田沖及び字下徳田

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和五十九年十一月十六日から同月三十日まで

鳥取県告示第八百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・八号 八屋福庭線

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

倉吉市福庭字有田、字天神前、字小在所及び字北田

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和五十九年十一月十六日から同月三十日まで

鳥取県告示第八百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、日吉津村から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十一月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

昭和59年10月18日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、

次のとおりである。

昭和59年11月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大 国 一 寿	山 田 英 嗣	山 中 泉
中 本 一 代	前 田 安 昭	南 康 弘
地 原 希 伸	仲 田 間 司	大 石 政 弘
山 田 希 仁	西 尾 起 一	小 谷 小 英
小 林 昌 利	村 田 勝 博	谷 口 二 郎
高 見 昌 利		高 見 昌 利

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁
決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和59年11月16日

鳥取県収用委員会会長 山 林 博

- 1 起業者の名称
鳥取県知事
- 2 事業の種類
一級河川千代川水系支川狐川改修工事（鳥取市西品治地内）
- 3 収用の裁決手続に係る土地並びに土地所有者及び関係人

土 地 所 有 者		土 地		地				土		
氏 名	住 所	氏 名	持分	決裁に 係る面積 (㎡)	収用 手続分 (㎡)	全筆の地積(㎡)		目 況	地 番	所 在
						実 測	土地登記簿上のもの			
なし		岸田その	$\frac{55}{165}$	800.85		1,352.29	1,328	田	116-3	鳥取市西 品治字新 白下井後
	鳥取市西品治674	岸田政雄	$\frac{20}{165}$							
	鳥取市松並町二丁目228	岸田清	$\frac{20}{165}$							
	大阪市西成区鶴見橋二丁目8番81号	堀江かね	$\frac{20}{165}$							
	東伯郡大柴町大字龜谷358-3	岸田正美	$\frac{20}{165}$							
	吹田市山田東二丁目24番10号	岸田清春	$\frac{10}{165}$							
	鳥取市古海769-22	岸田晴男	$\frac{4}{165}$							
	鳥取市材木町311	中山恵子	$\frac{4}{165}$							
	福井市足羽三丁目5番16号	和島恭子	$\frac{4}{165}$							
	鳥取市湖山町北五丁目206	野川貴子	$\frac{4}{165}$							
	福井県吉田郡永平寺町吉波第10号15	岸田卓爾	$\frac{4}{165}$							
	鳥取市松並町一丁目144-6									